

豊橋市廃棄物の処理及び再利用
に関する条例の改正の考え方について
(資源物以外のごみの持ち去り行為の禁止)

目次

1. 条例改正の必要性について	1
(1) 現状と課題	
(2) 改正の趣旨	
(3) 改正の内容	
2. 条例改正後のスキーム	2
3. スケジュール(予定)	3
【参考資料】 他都市の条例制定状況	4
(1) 中核市	
(2) 近隣市	

1. 条例改正の必要性について

(1) 現状と課題

市民からごみステーションに排出された家庭廃棄物のうち、資源物が持ち去られ財政的な損失につながることを防ぐため、豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例により資源物の持ち去り行為を禁止(第17条の2第1項)し、行為者には20万円以下の罰金(第38条第1項)とする罰則規定を設けている(平成25年10月1日施行)。

しかし近年においては、ごみステーションから資源物以外の家庭廃棄物の持ち去り行為も発生しており、ごみ散乱による周辺地域の衛生環境の悪化が生じ、一部にはごみ屋敷化の原因にもなっているほか、個人情報の漏洩やプライバシー侵害も懸念される状況になっている。

(2) 改正の趣旨

以上のことから、条例の一部を改正し、すべての家庭廃棄物の持ち去り行為を禁止対象とし、併せて資源物と同じ罰則規定を適用することで持ち去り行為を防止する。

このことにより、廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保するものとする。

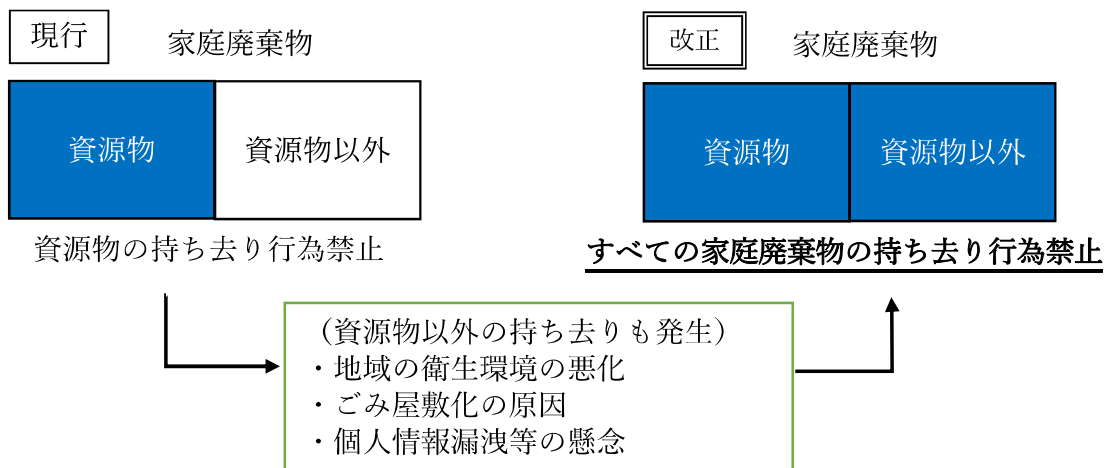
(3) 改正の内容

ごみステーションからの持ち去り行為の禁止対象と罰則対象の範囲を拡大する。

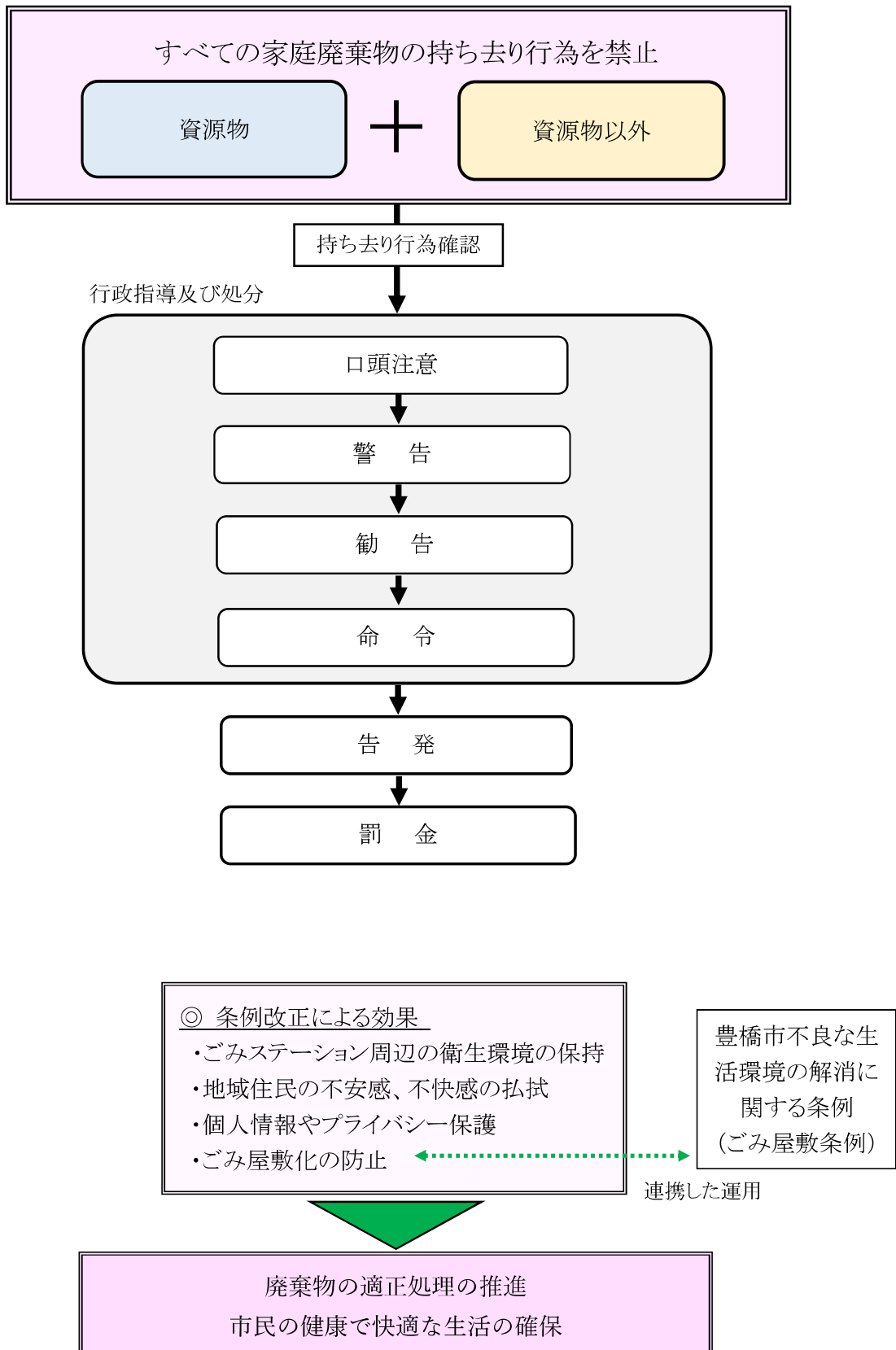
項目	対象範囲	罰則の規定
改正前	資源物 (※1)	20万円以下の罰金
改正後	家庭廃棄物 (※2)	

※1 規則で定める8種類:①アルミ缶・スチール缶、②びん、③ペットボトル、④プラスチック製容器包装、⑤古紙、⑥布類、⑦電気器具類、⑧金属を含むもの

※2 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物



2. 条例改正後のスキーム



3. スケジュール(予定)

年	月	項 目
R5	6	環境審議会
	6～7	検察協議
	8	環境経済委員会
	9	パブリックコメント実施
	12	条例案提出、議決
R6	1～3	周知
	4	施行

【参考資料】 他都市の条例制定状況 ※令和5年4月時点

(1) 中核市 [豊橋市を除く61市]

- ・ 資源物のみを持ち去り禁止の対象としている 37市
- ・ すべての家庭廃棄物を持ち去り禁止の対象としている 8市

罰則規定の状況(すべての家庭廃棄物を持ち去り禁止の対象としている 8市)

市名	施行日	内 容
郡山市	H19.4.1	20万円以下の罰金
いわき市	H21.10.1	20万円以下の罰金
船橋市	H20.7.1	氏名公表
八王子市	H23.1.1	氏名公表、20万円以下の罰金
横須賀市	R2.7.1	5万円以下の過料
長野市	H21.7.1	20万円以下の罰金
豊田市	H27.4.1	資源物:20万円以下の罰金 資源物以外:氏名公表
鹿児島市	H20.7.1	20万円以下の罰金

(2) 近隣市 [6市]

市名	施行日	内 容
豊川市	H27.10.1	持ち去り禁止対象:資源物 罰則:20万円以下の罰金
蒲郡市	H25.4.1	持ち去り禁止対象:資源物 罰則:5万円以下の過料
田原市		規定なし
新城市		規定なし
浜松市	H26.4.1	持ち去り禁止対象:すべての家庭廃棄物 罰則:氏名公表、20万円以下の罰金
湖西市	H27.4.1	持ち去り禁止対象:すべての家庭廃棄物 罰則:氏名公表、20万円以下の罰金

豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の改正にかかる公表規定の考え方について

1. 公表について

(1) 概要

条例上の義務違反に対する、違反者の氏名、住所、違反内容などの事実を公表する。

(2) 公表の目的、効果

公表には「情報提供」と「制裁」との2つの性質がある。「情報提供」は、市民に対して注意喚起を行うための提供という側面があり、「制裁」には、違反者に社会的制裁を与えるという側面がある。

本条例では、公表により社会的信用の失墜、ひいては、経済的損害につながるものが想定されることから「制裁」の側面の意味合いが強く、また、違反行為の抑止力としての効果も大きくなると考えられる。

2. 本条例における検討

(1) 条例に規定する目的、効果

資源物以外の家庭廃棄物の持ち去りは、金銭目的でないことが考えられる。持ち去り行為禁止対象をこれまでの資源物からすべての家庭廃棄物に拡大することに伴い、20万円以下の罰金とする罰則規定のほか、社会的制裁の性質を持つ公表の規定を定めることは、更に抑止力を高める効果が期待できる。

(2) 課題

公表は社会的制裁の性質を持ち、一度実行すると取り消せない行為であるため、必要以上の不利益を生じさせないよう、以下の点を十分に検討する必要がある。

- ・ 事前告知
- ・ 弁明機会の付与
- ・ 公表方法 など

3. 本条例の方向性

運用にあたっては、慎重な取り扱いが必要であるが、今回の条例改正の目的である、家庭廃棄物のすべての持ち去り行為を防止し、廃棄物の適正処理の推進と市民の健康で快適な生活の確保には有効な手段と考えられるため、公表の規定を取り入れることを検討したい。